

3月の休館日

5日(月) 12日(月) 18日(日) 19日(月)
21日(祝・水) 26日(月)

浪江in福島ライブラリー きぼう
(仮設浪江図書館)

TEL・FAX 024(573)4295

E nanielib@gmail.com

〒960-0241 福島市笹谷字片目清水30-8

◆貸出冊数 1人5冊まで ◆利用時間 9時~17時
※お気軽にご利用ください。



読んでみませんか

3.11から7年目、避難指示の一部解除から1年目の春を迎えようとしています。今月は震災関連の図書をご案内します。



「福島第一原発事故7つの謎」
NHKスペシャル『メルトダウン』
取材班/著
講談社2017

2018年3月、あの日から7年目を迎ようとしている現在、NHKスペシャル取材班が提起した7つの謎は解明されたのだろうか。



「絆~走れ奇跡の子馬~」
島田明宏/著 集英社2017

東日本大震災に見舞われた南相馬市の牧場が舞台。母馬の命と引換えに生まれた子馬を競走馬として育て、日本ダービーに出場するという夢に向かっていく姿が描かれています。馬と人、人と人の「絆」の物語です。



「ほんとうの空の下で」
ノグチクミコ/著
NOGUCHI PRESS2017

浪江の子供たちに幻灯をさせてくれた川本さんを覚えていませんか。津島を終の棲家と決め、都会から移住してきた川本さん。いつも愛犬シマと一緒にだった川本さん。浪江での生活、避難の様子、シマとの別れ。やさしい絵本になりました。

名、押印します。

公証人は、提出された日付、遺言者が述べたことを封書に記載し、公証人が署名、押印するとともに、遺言者、各証人も封書に署名、押印します。

前回は、秘密証書遺言について説明しました。前回は、公正証書遺言について説明しましたが、公正証書遺言の場合、遺言の内容を公証人および証人二人に知られることになり、秘密証書遺言は、これを避けつつ、遺言が存在していることについて公証人に証明してもらう方式です。

遺言⑤(秘密証書遺言)

今回は、秘密証書遺言について説明します。

いつか役に立つ

法律知識

No.15



弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

方式としては、以上です。なお、秘密証書遺言の方式に違反して、秘密証書遺言として無効になった遺言書でも、自筆証書遺言の方式を満たしている場合には、自筆証書遺言として効力が生じます。例えば、遺言書の印と封印の印を別の印鑑で押してしまつた場合でも、全文の自書、日付の記載をしておけば(もちろん署名、押印も必要)、自筆証書遺言として効力が生じるようになります。なお、公証人に支払う手数料は、1万1,000円となります。

この遺言方式は、遺言者が作成した遺言書があることを公証人に証明してもらえ、本場に遺言者が遺言をしたのかについて争いが起きることを防止できます。

ただ、公証人は遺言書自体については確認しませんので、方式違反で遺言が無効となるおそれがあります。また、検認手続も必要となります。さらに、保管も自ら行うため紛失のおそれもあります。

公証人等に遺言内容をどうしても知られたくないということがある限り、公正証書遺言を選択した方がよいと思います。